

地域包括支援センターの委託について

1 委託に係る経緯

地域包括支援センター（以下センター）は、2005（平成17）年の介護保険制度改正に伴い、地域包括ケアの体制を支える地域の中核機関として市町村に設置が定められ、本市では、平成18年4月に市高齢福祉課内に直営で設置するとともに、市民が身近な地域で利用できるよう市内5か所に設置していた在宅介護支援センターをサブセンターとして設置し運営してきた。

センターには、第1号被保険者数に応じた専門職の人員配置基準があるが、専門職の確保については課題があり、特に主任介護支援専門員の配置が困難となりつつある状況がみられている。また、センターの業務は、開設時と比較して非常に多岐に渡っており、業務も煩雑化しセンター職員の負担は増加している。

このようなことから、今後、市民へサービスの維持向上をめざすとともに、委託センターが担う業務と行政が担う業務とを役割分担し連携して行うことで、円滑で効果的な事業展開を行うことを目指し、地域包括支援センターの運営業務を委託することとした。

2 今後の予定

市内を北部と南部の圏域に分け、令和8年4月から北部圏域を担当地区とするセンター業務について委託を行う。南部圏域については直営センターとし、センターを統括する役割を担う、基幹型センターを直営で設置する。

北部圏域	高千帆・厚狭・出合・厚陽・埴生（小学校区）
南部圏域	本山・赤崎・須恵・小野田・有帆・高泊（小学校区）

3 スケジュール

実 施 内 容	日 程
実施要領配布	令和7年6月17日（火）
企画提案書審査（プレゼンテーション）	令和7年9月16日（火）（予定）
企画提案書審査結果通知及び審査結果の公表	令和7年9月下旬
契約締結	令和7年10月（予定）
センター開設・委託業務開始	令和8年4月 1日（水）